

第4章 検討委員会の成果

第4章 検討委員会の成果

1. 検討委員会の概要

(1) 検討委員会の主旨

本調査事業においては、調査を実施するとともに、検討委員会を設置した。

検討委員会では、調査対象の選定や調査項目の設定、調査結果の集計・分析、報告書の構成などについて検討がなされた。

また各検討委員は、それぞれの立場に応じて設けられたテーマに従って、提言を行った。

(2) 検討委員会の構成

検討委員会の委員は、次のとおりである。

	氏名 (敬称略)	所属等	備考
大学教員	浜田 弘明	桜美林大学 リベラルアーツ学群教授	委員長
	青木 豊	國學院大學 文学部教授	委員
	浜口 哲一	神奈川大学 理学部生物科学科特任教授	委員
博物館職員	坂本 昇	伊丹市昆虫館 主任学芸員	委員
	並木 美砂子	千葉市動物公園 飼育課主査	委員
	布谷 知夫	滋賀県立琵琶湖博物館 上席総括学芸員	委員
自治体職員	前澤 和之	館林市役所 市史編さんセンター 専門委員・専門指導員	委員
会社員	田中 三蔵	朝日新聞社文化グループ 専門シニアスタッフ	委員

(3) 検討委員会の開催

検討委員会は、3回開催された。それぞれの検討委員会の開催日と主な議題は、次のとおりである。

	開催日	主な議題
第1回	平成20年12月5日(金)	・本調査事業の概要について ・調査対象や調査項目の検討
第2回	平成21年2月2日(月)	・検討委員会委員による提言、及び質疑応答 ・アンケート調査の状況報告 ・インタビュー調査の経過報告
第3回	平成21年2月27日(金)	・アンケート調査の結果報告 (回収結果、選択式回答結果、自由記述回答結果) ・報告書の構成について

2. 検討委員会委員による提言

(1) 提言のテーマ

提言のテーマは、各委員の立場によって異なる。詳細は、次のとおりである。

	提言のテーマ	
大学教員	学芸員養成課程における指導方針や意識	<ul style="list-style-type: none"> ・学芸員養成課程における指導理念 ・学芸員養成課程における到達目標
	履修学生に対する印象・感想	<ul style="list-style-type: none"> ・学芸員養成課程履修学生の履修動機の傾向 ・学芸員養成課程履修学生の受講態度の傾向
	博物館制度や学芸員養成に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館制度に対する意見 ・学芸員養成に対する意見
博物館職員	新規採用学芸員に求めるスキル等	<ul style="list-style-type: none"> ・新任の学芸員に必要と思われる資質や能力
	学芸員の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在勤務している博物館等における業務内容や、それぞれの業務の比重割合 ・現在の業務との関連において、学芸員養成課程で学んだことの効果や影響
	博物館制度や学芸員養成に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館制度に対する意見 ・学芸員養成に対する意見
自治体職員 会社員	学芸員養成課程に対する評価や要望	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の業務との関連において、学芸員養成課程で学んだことの効果や影響 ・学芸員養成課程に対する要望
	博物館や学芸員に対する意識	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の博物館に対する意見 ・わが国の学芸員に対する意見

(2) 大学教員による提言

① 浜田弘明委員長（桜美林大学 リベラルアーツ学群教授）

●学芸員養成課程における指導方針や意識

【学芸員養成課程における指導理念】

学生向けの「履修ガイド」には、「激しく変化しつつある現代社会における博物館の地位と役割をしっかりと見据え、その中でリーダーシップを発揮して、新しい博物館活動を推進して行けるような、積極的で創造的な学芸員資質の養成を目指している」と記している。

実際に学芸員として職を得るのは、現実的には大変厳しい状況にあるが、学芸員課程で身につけた学芸技術や「もの」の見方・考え方は、人間として、また社会人として生きる上で重要なものであり、人生を豊かにするものとして、学生の将来に活かされるものと考え。特に、「もの」を通して学んだ学生達は、感性豊かな人材として社会で活躍するものと期待している。

資格取得に必要な「博物館実習」には、特に力を入れており、学外の博物館の現場における実習も行うが、学芸員になるための基本的技術は、学内の実習によって教育している。学内実習を実施している多くの大学では、一般講義と同様に「博物館実習」の時間を設け、多人数の学生を対象に一括指導の形で行われているが、本学においては、課程の創設当初から、実習内容を学生自身が選べる少人数制の「プログラム方式」を採用し、フレキシブルでユニークな学芸員養成を進めている。

学生の様々なニーズにこたえるため、多学部・学群にまたがる専任教員と、博物館等の現場からの非常

勤講師の計9名の教員により、多彩な実習メニューを用意し、1プログラムあたり定員8名を上限とした、少人数制の質の高い実践対応型教育を実施している。

とかく座学が中心となりがちな大学教育の中で、実技を主体とした本学独自の「少人数制による学芸員養成」は、個々の性格に応じ、技術と感性を磨き体得する、数少ない実践対応型の教育として位置付けている。

【学芸員養成課程における到達目標】

平成18年度から本学では、東京国立博物館キャンパスメンバーズ及び、国立科学博物館パートナーシップに加入し、博物館学芸員課程受講学生に限定することなく、全学学生を対象に博物館利用を促す活動を展開している。また、一般教養科目(社会科学基礎)に「博物館入門」を開講し、学生の博物館リテラシーの向上にも努めている。

本学の博物館学芸員課程科目は、全学に開講されており、任意で受講する資格科目ということもあって、1年次から受講できる「博物館学Ⅰ(概論)」の受講生は、すべての学部・学群の学生に及び、近年は年間で全入学者の1割強に当たる150～200名にも達し、博物館に関心を持つ学生は多い。

受講生の多くは学芸員資格の取得を目指しているが、豊かな人生を送る上で博物館のことを学んでおきたいという学生も少なからず存在し、学芸員課程科目の社会的意義や価値は高いと言えよう。本学ではここ数年、「博物館学Ⅰ(概論)」受講生の3～4割に当たる60名を越える学生が「博物館実習」まで修得し、最終的に資格を取得するに至っている。

学芸員養成の最終段階に実施される実習教育は、少人数制という特性を活かして、一律に指導・評価するのではなく、個別に対応した指導・評価を実現している。この結果として、開設以来、各実習プログラムにおける落伍者をほぼ皆無としている。また、それぞれのプログラムにおいて、学部・学群を越えた学生同士が交流を深め、お互いが学芸員資格の取得という一つの目標に向かって学び高めあう姿勢を培うという点も、他の科目にはない教育的特色となっている。

また近年、教育ボランティアや文化ボランティアが生涯学習の一環として盛んに行われているが、本学の学芸員課程修了生がいずれ、そのような活動の中心的存在として活躍する日も遠くはないと考える。

●履修学生に対する印象・感想

【学芸員養成課程履修学生の履修動機の傾向】

「博物館学Ⅰ(概論)」受講生の受講動機を見ると、アンケート結果では、7割近くは学芸員資格の取得を目指したいとしているが、一般教養として、豊かな人生を送る上で博物館のことを学んでおきたいという学生も3割ほどいる。資格取得を目指す学生が多くを占めるものの、直接的受講動機は、単に博物館や美術館が好きであるとか、学芸員という仕事に関心があるからという程度のもものが大半を占めている。

このため、受講が進むとともに、博物館はこれほど間口が広いもので、しかも展示だけをしているところではなかったのかとか、学芸員の仕事に就くことがいかに困難で、しかも職務が複雑で大変であるのかを知らなかったという感想が出てくる。

博物館や学芸員の現実を知るといことは大事なことであるが、多くの学生が、博物館で働くと思えばいいとか、学芸員は好きな研究だけをしていけば済むといったイメージしかもっていないことは残念なことである。しかし、少なくとも博物館学を学んで、博物館や学芸員の現実の姿を知るといことは、学習の成果とすべきであろう。

【学芸員養成課程履修学生の受講態度の傾向】

学芸員課程科目の受講生は、学内全体としては真面目な学生が多い。本学は、文系の大学ではあるが、博物館の学芸専門分野に直接結びつくような考古学・日本史・文化財等の専攻がないため、専門性に弱いという弱点がある。この点を克服する意味においても、現場の実践力を重視した、少人数制かつ、学生自らが実習のメニューを選べる「プログラム方式」による博物館実習を実施している訳であるが、その満足度は学生・教員双方ともに高い。

近年の授業評価アンケート実施結果を見ると、「新しい知識が得られた」及び「自分の考え方、発想に刺激を受けた」学生は、ともに100%という極めて高い数値を示している。また学生自身も、学内実習を「休まず

に出席できた」学生は98%、「自分自身が熱意を持って授業に参加した」学生は99%という好回答を得ており、手前味噌となってしまうが、数字の上からも全体として真面目に取り組んでいる学生が多いと言える。

●博物館制度や学芸員養成に対する意見

【博物館制度に対する意見】

現在の博物館法の対象から、国立博物館が除外されていることが日本の博物館制度を考える上で、最も大きな問題と言える。まず、国立館・公立館・私立館ともに、一つの法令下に置くことを基本にすべきと考える。

博物館法において公立博物館は、教育委員会の下に置くことされているが、実態は首長部局に置かれているものも少なくなく、そうした博物館は、博物館法の適用を受けずに運営されており、法令と実態とがかけ離れているという現状がある。現行法の示すように、すべての博物館が教育機関であることは尊重されるべきで、それを前提として博物館の設置に関し、法的統一を図る必要があると思われる。

また、規制緩和により公立博物館の設置基準が曖昧となった上、指定管理者制度の導入により、現場に様々な課題を生んでいることは周知のとおりである。登録博物館のメリットについても、徐々に少なくなりつつある現状を見ると、税制面や運営面など様々な観点から登録博物館であることの有効性を、法的に支援する必要があると考ええる。

さらに、博物館現場における学芸員数が、あまりにも少なすぎるという現状も大きな問題である。適切な学芸員数の確保を促すための具体的施策が実施され、活発な学芸活動が展開されることを期待したい。

【学芸員養成に対する意見】

教員養成(教職課程)などと比較すると、学芸員養成(学芸員課程)の必要科目数・単位数は大変少なく、課程の開設についても比較的容易であるなどの点により、資格取得者の需給アンバランスを生んだり、学芸員という資格が軽く見られたりするという傾向を生んでいるように思われる。

今回の博物館関連法規の改正をきっかけとして、学芸員養成に関する科目・単位数・内容の更なる拡充を図るとともに、学芸員資格の社会的地位の向上と、学芸員という仕事の社会的意義の向上が図られることを期待したい。

さらに、博物館の現場に採用される学芸員の多くが大学院修了者であるという現実や、学芸員資格よりも博士等の学位が重視されるという現実を見ると、大学院における学芸員教育や博物館学研究のあり方についても、今後、真剣に論議されなければならないと考える。

②青木豊委員(國學院大學 文学部教授)

●学芸員養成課程における指導方針や意識

【学芸員養成課程における指導理念】

本課程設置の目的、及び教育の理念は、基本的には博物館法で制度化されているところの博物館専門職員である学芸員の養成を第一義とすることは確認するまでもない。

次いで、本学では全国に先駆けて大学院においても博物館学専攻の設置と指導教員を配置したところからも明確であるように、学究領域としての博物館学の研究者育成をも目的としている。

さらには、生涯学習時代における博物館の良き理解者の育成であり、それは例えば、本学卒業後に地方自治体行政官として奉職した者が、教育機関としての博物館の存在意義と運営方法について、充実な認識を有するように教育することも含み持つ。

本課程は、昭和32年の課程開設当初より本学のすべての学部・学科に対して門戸を開いており、科目開講体制においても同一科目を複数講座開講するなど、各専攻の必修科目との重複を回避し、全ての学部・学部生が履修可能となるように編成している。

博物館課程のカリキュラムは、平成8年に改正された博物館法施行規則の、大学において修得すべき博物館に関する科目の単位について規定された、第1章第1条、及び第2条を基本としつつ、それに更なる充実を目的とする本学独自の科目を加えた科目編成を実施している。

【学芸員養成課程における到達目標】

学芸員養成課程における指導理念で、学芸員の養成と博物館学の研究者養成を先ず挙げたところから、到達目標は自ずと当該二点に集約されることとなる。

学芸員の養成に関しては、博物館意識を持った学芸員を養成することであると考えている。つまり、博物館学の体系的な理解があつてこそ博物館意識は醸成されるものと看取せられるところから、博物館ではなく博物館学に関する思考を育成することを目標とする。一方で具体的到達目標となると、それは取りもなおさず博物館及び関連機関への就職である。本学ではここ数年来、一般企業への就職が良好であったこともあり、博物館への就職者は一学年あたり、数名と低調であった。昭和33年に学芸員課程を開講し、我が国の博物館界に多数の卒業生を輩出し本学の学統の一端とも社会的に把握されている本学にあつては、せめて二桁の就職者を目標としたい。

博物館学研究者の育成に関しては、具体的には博物館学専攻の大学院への進学者が明確に増加傾向にある。現在、博士課程後期に5名、前期に9名在籍している。平成21年度の秋期入試のみでも、他大学からの進学者を含め博士課程後期に1名、博士課程前期に5名の入学が決定している。

博物館学での博士課程取得者は、現在まで1名であるが、来年度取得予定者は2名いると言つたように当該目標も達成されつつある。

●履修学生に対する印象・感想

【学芸員養成課程履修学生の履修動機の傾向】

「履修動機の傾向」に関しては全く不明である。

ただ、『日本私立大学連盟第12回学生生活実態調査(2006年度)國學院大學独自集計結果について』に拠ると、下記の統計が認められる。

Q54 どのような進路を選択したいと考えていますか。

教育・研究職

私大連全体 12.7% 國學院全体22.5% 文学部35.5%

Q58 入学時にどのような進路をイメージしていますか。

教育・研究職

私大連全体(統計無) 國學院全体34% 文学部56%

Q59 Q58で教育・研究職をイメージしたと答えた理由

やりがいのある仕事だから

私大連全体(統計無) 國學院全体73.1% 文学部72.4%

ここで意図する教育・研究職は教職・学芸員・司書に限定されると思われるが、その内訳は不明である。

Q54での教育・研究職への進路選択の希望率は私大連全体が12.7%であるのに対し、國學院全体では22.5%、文学部では35.5%と示しているところからも、教育・研究職への進路希望者が三分の一以上を占めている。このパーセンテージを裏付けるように、学芸員課程の履修者の大半を文学部が占めていることは事実である。

ただし、本統計も平成18年度(2006年度)のみであるところから、傾向の把握には至らない。

【学芸員養成課程履修学生の受講態度の傾向】

近年、不気味なくらいに受講態度は良い。カードリーダーの記録を見ても、遅刻者は皆無に等しいと表現しても過言ではない程である。私語、居眠り等々も過去のものとなった。なにをして人をこんなに真面目にさせるのか不思議である。

●博物館制度や学芸員養成に対する意見

【博物館制度に対する意見】

根基となる博物館法は、概ね60年前の昭和26年に制定されたにもかかわらず、一部の不具合条文を除き、全体的には我が国の博物館の設立と運営に関し、正鵠を射た法であると感心させられる。当該法により、どれだけ我が国の博物館行政は進展したかを考えねばならない。このことは、つぶさに制定時における博物館学の成果の充実を明示するもので、58年を経過した今でも決して色褪せたものではないと看取される。

前句した不具合な条文とは、具体的には第6条(学芸員補の資格)と第23条(入館料等)に尽きるものと考えられる。前者は有資格者の少なかった制定時から昭和40年代頃までなら有効条文であったことは事実であろうが、現今のように年間1万人もの有資格者が輩出される社会には適応しないことは明白である。

次に、第23条に関しては、実に不明瞭な条文であることは異口同音の如く指摘されている通りである。先ずもって、当該条文の是正こそが玉石混淆とも称せる現代社会の博物館を自ずと整理する上での基本となるものと考えられる。

具体的な博物館設置と運営にあたっては、規制緩和のスローガンの下に改訂された「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成15年文科省告示)の内容を、少なくとも通称ヨンパチ基準であるところの「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(昭和48年文部省告示)の内容に引き戻す必要があると考える。

今回前述の二つの条文を除き、博物館法の改正への取り組みが試みられたが、むしろ「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正が急がれるものと考えている。

先ずもって、昭和48年の文部省告示が、改訂された理由が規制緩和であると言うが、極めて不明であると言わねばならない。

(別記)「公立博物館の設置及び運営に関する基準」の取り扱いについての第1条関係に、

(1)この基準は、博物館法第8条の規定に基づき、公立博物館(以下「博物館」という。)の健全な発達を図るために博物館の設置及び運営上の望ましい基準として定めたものである。

(2)この基準は、博物館法に定める登録要件に係る審査基準でも、補助金の交付基準でもない。

と明記されているところからも、何らの規則に繋がるものではなかったはずである。

また、博物館学の根底となる専門用語も多数削除され、博物館の側面的な条文、用語が増加し軽薄化したと言っても過言ではなからう。

以上の理由から、博物館の具体像の一例を明示するとも言える当該法の真の意味での改正を希求するものである。

【学芸員養成に対する意見】

「学芸員養成科目の充実」に記された骨子に基づいて、養成学芸員の資質向上を目指すべく、現行の8科目12単位から9科目19単位へと、科目数と単位数の引き上げが決定された。科目数においては1科目の増加であるが、従来の視聴覚教育メディア論・教育学概論を、前者は博物館情報・メディア論へ、後者を新しく設けた博物館教育論の科目内容の一部へ組み込むことにより2科目削除し、新たに博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論の3科目6単位を設定する予定なのである。

このことは、博物館学の体系の上からも不可避であったことは事実であり、当該3科目の新設により養成学芸員の学術的資質向上は大きく推進されるものと期待できる。

この科目数の増加に伴って、ここで問題となるのは受講学生と大学の両者の負担増である。

受講学生の負担増は、当然具体的に表出しようが、この点は学術の府である大学でのより多くの高度な智識の獲得となるのであるから、第一義的には肯定されねばならないことは確認するまでもないと考える。また、大学側においても科目数の増加は種々の点で大幅な負担になるゆゆしき問題ではあるだろうけども、大学本来の目的である教育の向上を目指すことが基本理念であるはずであるから、各大学は資質向上の為に新しく出されるであろうこの件に関する文科省令に基づき、授業科目の増加を伴う編成に前向きに努力するものと予想される。

かかる状態の中で学芸員養成大学側も、また学芸員資格取得を目的とする学生も努力するわけであるから、その結果として学芸員有資格者が博物館学芸員として職に就ける社会的構図の確立を切望するのである。

③浜口哲一委員（神奈川大学 理学部生物科学科特任教授）

●学芸員養成課程における指導方針や意識

【学芸員養成課程における指導理念】

大学としては、専門職である学芸員として独り立ちできるような知識と技量を身につけることを目標に指導を行っている。

個人的な意見だが、学芸員としての現在の就職状況を考えると、学芸員になることを前提とした指導を行っても、学生のモチベーションを十分保つのは非常に難しいと思われる。そうした現況をふまえて、学芸員として身につけるべき知識や手法、技術などが、汎用性を持ち、様々な職業の様々な局面で、あるいは市民としての活動の中で活用できるものであることを常に念頭において、養成を行っていきたいと考えている。

【学芸員養成課程における到達目標】

- (1) 博物館の学芸員を職業として歩み始めることができるだけの、知識と技量を身につける。
- (2) 博物館の社会的な役割や意義について理解する。すなわち、博物館職員になった場合だけではなく、教育職として、あるいは市民として博物館をいかに利用し、またその活動に参画するかという動機付けを行う。
- (3) 展示・資料整理など博物館で日常業務として行われている仕事の中で、汎用性の高い手法や技術について身につける。たとえば展示は、教育現場だけではなく、商業施設でも一般の会社でも有用な技術であろう。
- (4) 学芸員としてのものの見方や姿勢を身につける。たとえば、資料や情報へのむかい方、市民に接する姿勢などが重要と考える。
- (5) 自分の専門とする学問分野についての学習や研究の成果を、学芸員の立場で如何に活かすかを考え実践する。

●履修学生に対する印象・感想

【学芸員養成課程履修学生の履修動機の傾向】

平成20年度に新たに開講されたばかりなので、まだ十数名の受講者しか迎えていない段階であり、履修動機についても傾向の把握にはいたっていないが、気づいた点を述べると下記の通りである。

受講者は、ほぼ全員、生物科学科に所属しており、漠然とではあるが、将来の職業の選択肢の一つとして学芸員ということを描いており、そのステップとしての受講という意識が中心であるようだ。少なくとも、単なる資格取得を目的としている学生は見られないように思う。動物園などで、継続的にボランティアを務めている学生もおり、学芸員に対する関心は高いと言える。

【学芸員養成課程履修学生の受講態度の傾向】

現在まで、「博物館学1」の授業を終えただけであるが、法的な枠組みとか、博物館の分類や歴史などへの関心はさほど高くなく、資料整理の方法であるとか、展示であるとか、具体的な内容に興味をひかれるようである。レポート課題として「橋下大阪府知事の博物館政策についての感想」という課題を出したが、それぞれ情報収集し、批判的かつ建設的な意見をまとめた学生が多かった。

●博物館制度や学芸員養成に対する意見

【博物館制度に対する意見】

博物館の現状の中で、登録博物館に比べて、相当施設や類似施設の増加が著しく、館数からみても入場者数からみても後者が大きく上回っている。そうした傾向が生じている背景としては、登録博物館にする目立ったメリットが少ない一方で、登録しないことにすれば各種の制約から自由になれるので、学芸員数などを減らして、少ない投資で施設を開く方向が、多くの設置者によって選択されてきたのではないだろうか。そのことが、結果的に、学芸員の少ない、あるいはいない博物館を大量に生み出す原因となっていると考える。

学芸員のいない博物館でも、常設展示の見学者による一過性の利用については、十分対応できるであろうが、特別展の開催、出版物の刊行、行事の開催など多面的な教育普及活動によって、生涯学習施設としての役割を果たすためには、きわめて不十分であると考ええる。

今後、博物館における学芸員の適切な配置と増員を促すような具体的な施策が展開されないと、現状を追認し、学芸員不在の博物館を認める方向に拍車がかかるのではないかと危惧を感じる。博物館と、学芸員を持たない単なる展示施設を峻別することも一つの方法であろう。

また、博物館が多面的な役割を果たすべきと考えるならば、その現状把握においても、それにふさわしい活動指標を確立していく必要がある。特別展の開催回数、行事のべ参加者数、論文の発表点数、刊行物の総ページ数、収蔵資料点数、ホームページのアクセス数など、比較的小さな努力で把握可能な学芸活動の活発さを示す指標は、いくつも考えられるので、それらを積極的にとりあげていくべきだと考える。

【学芸員養成に対する意見】

大学での養成課程の内容を充実することに基本的には賛成するが、日本の博物館全体として、少数の学芸員しか持たない施設が主力を占めており、その傾向にまったく歯止めがかかっていない状況の中で、受講する学生のモチベーションを保ち、多くの科目の履修を要求するには無理があるとも感じる。学芸員養成の最大の問題は、養成の方法や内容よりも、それを実際にいかせるかどうかという点にあることを十分認識してほしい。

また、博物館全般に関する広い視野からの学習と、それぞれが専門とする学問分野に直結した博物館での知識や技術の習得の整理が不十分であるように思える。そうした意味では、大学での授業時間数を増やすよりも、現場での実習を長くするとか、特定の学芸員の下で、1対1の指導を受ける機会を作るなどを積極的に考える必要があるだろう。

(3) 博物館職員による提言

①坂本昇委員（伊丹市昆虫館 主任学芸員）

●新規採用学芸員に求めるスキル等

【新任の学芸員に必要と思われる資質や能力】

博物館がどのような活動を行っていくところであるかを知り、自分なりに考えを持つこと。博物館の多様な活動は関連しており、各活動を行うに際しては、博物館としてどのように事業をすすめていくのか、芯になる考えを持って取り組むべきと考える。その際に、博物館の社会における役割や特徴について関心を持ち、自分なりに考えていく姿勢がほしい。

もうひとつは、柔軟性と好奇心である。博物館は様々な人とモノ、情報が入り交じる場である。様々な物事に興味関心を持ち、向き合っていく姿勢が大切だと考えている。

さらに、博物館が人と接していくことの大切さを理解しておいてほしい。学芸員は資料と向き合うだけでなく、人と向き合い、関わりあうことがとても大切だと思う。利用者をはじめ、各分野の専門家など、幅広い立場、興味関心をもつ人々に目を向け交流することが学芸員の活動における醍醐味のひとつであり、博物館でしかできない活動や、博物館が孤立せず人々とつながっていく基になる。結果として博物館に多くの情報、資料をもたらし、活動の充実や、個々の学芸員の能力の向上につながると思う。

●学芸員の業務内容

【現在勤務している博物館等における業務内容や、それぞれの業務の比重割合】

伊丹市昆虫館は、生きた昆虫を扱い展示する動物園的な要素と、昆虫専門の自然史博物館的な要素の両方を備えた博物館である。そこで勤務する学芸員の業務も、その両方の要素がある。各学芸員が飼育または栽培の担当を持ち、さらに博物館が行う様々な業務を分担している。また一般職員に事務職がないため、事務的な業務もその分担に含まれる。

私個人を例として挙げると、およそ半分は担当するチョウ類の飼育作業や関連する栽培などの作業に費やす。加えて企画展など展示の企画と制作・運営、講座など教育普及活動の企画と開催、学校との連携授業の実施などの業務も大きな比重を占めている。これにはボランティア運営や友の会活動の支援、他館などとの連携事業、ニュースなどの出版物作成も含まれる。利用者からの質問への対応も重要な業務である。これら飼育栽培と展示、教育普及が業務の中心になっているといっても過言ではないだろう。収集保存、調査研究面では、館周辺地域の昆虫等の調査とその標本作製、保存などの業務を継続的に実施している。しか

し調査や研究は単独で行っているものは少なく、先に述べた飼育栽培や、展示企画、観察会などに関連させていることが多く、各事業のなかで調査を行ったり、そこでの発見を追究するという形態が中心である。その他、収集、公開している図書の購入や整理、各備品や建物の管理なども行っている。さらに生きた昆虫を飼育しているため1年中、交代で出勤しているため、欠勤の学芸員の日常業務を肩代わりすることも多い。そのため、各学芸員は館の様々な業務に精通している必要がある。

【現在の業務との関連において、学芸員養成課程で学んだことの効果や影響】

私は大学における学芸員養成課程で、博物館の役割や活動を学び、考える機会を持った。特に利用者を意識した博物館のありかたについての考え方を学び、それは博物館で行う各種の活動についても一貫していることを学んだ。それが今の業務を行う際の基本的な考え方となっており、現在も大切にしている。

また、もうひとつ学んだことは、学芸員という仕事に要求される能力や責任である。厳しい現実をつきつけられたが、そのことが勤め始めてからも学び続けていくことの大切さを知ることができたと同時に、専門分野外の出身である私にもできることがあるという心の支えにもなった。博物館には新鮮な情報、資料が日々舞い込んでくるうえ、様々な人と関わり合うが、それらに対し自らが考え、向き合う心構えも、学芸員課程で学んだことが基になっているのではないかと思っている。

私にとっては、博物館のことを本格的に学び、学芸員を目指すきっかけとなったのが学芸員養成課程での博物館学の講義にあったため、その影響はとても大きい。

●博物館制度や学芸員養成に対する意見

【博物館制度に対する意見】

現状の博物館法の骨子を変更する必要性は感じないが、現状は多くの博物館が予算や人員不足により十分な活動ができず悩んでいる。博物館制度は活動を充実させていくことを支援する制度であってほしい。そして博物館の活動に対する社会での認知度を上げること、またそれに見合った自己研鑽を行い活動をしている博物館が認められるような制度であればと思う。そのためには、登録などの制度は設置者の別ではなく活動内容をもとに判断されること、定期的に活動内容を自らだけでなく第三者から評価され、更新されるような制度であるべきだと思う。

また、学芸員の職に就いていながら有資格者でない者もたくさんいる。博物館活動の質を高めていく方策のひとつとして、彼らがすみやかに資格を取得することを義務づけるべきだと思う。しかし、現状では働きながら資格を取得することは、特に中小規模の博物館学芸員にとって困難ではないだろうか。資格取得の環境を充実させると同時に、既に資格を持つ学芸員対象にも、博物館学に関する研修を定期的に義務として行うようなシステムがほしい。専門分野について学ぶ機会はあるけれども、博物館学的なことを学ぶ機会は少ないように感じるためである。学芸員として新たな知識や技術を吸収し、自己研鑽を続けていくことが、実質的に各博物館の活動を充実させ、社会的な評価を高めていくことにつながるのではないだろうか。

【学芸員養成に対する意見】

学芸員養成課程で教える内容として、もっとも大切なのは「博物館はなにをすところか」についてだと思う。博物館で行う活動はあまりにも多岐にわたり、個々の館でも違いがある。そしてそれぞれの活動は専門性が高い。そのような状況の中で、個々の技術や知識を習得させることは難しいうえに、働きながら身につけていくことでもあると思う。さらに、現場では博物館そのものについて学ぶ機会は少ない。そのため、博物館とその諸活動の根底にある考え方をきちんと学ぶことが大事だと考える。それは学芸員の活動の成果も左右することであると思うからである。またそのことを考える上で、学芸員養成課程で学ぶ学生には、様々な分野の博物館を訪れ、その活動を知ってほしい。

実際に就職できる人数は少ないから学芸員養成課程は理解者養成でいい、という話を聞くことがある。結果として理解者が増えるのはうれしいことだが、学芸員養成課程はまず博物館で働く者を養成する場であってほしい。また、講義のみならず情報提供を通じて意欲ある学生を支援する場であってほしい。博物館についてきちんと学ぶ以前から諦めている学生や、どうしてよいかわからない学生もいると思うからである。

一方、理解者養成は別の場でも広く行うべきだと考える。大学では一般教養などで博物館や図書館といった専門機関の役割と活動、さらにその活用法についての講義を設けてはどうだろうか。もっとも、それは博物館に特化した科目である必要はないと思う。学芸員養成課程で学ぶ学生に限らず、多くの学生にとって博物館などの活動内容と活用法を理解しておくことは、博物館の理解者をふやすという意味はもちろんながら、研究やその他の目的で情報収集を行う際の能力を高めるという意味で役に立つと思うからである。

②並木美砂子委員（千葉市動物公園 飼育課主査）

●新規採用学芸員に求めるスキル等

【新任の学芸員に必要と思われる資質や能力】

- (1) 来館（園）者をよく見ることでできる力。どんな要望を持ち、展示とどのような関わり方をしているのか、それを第三者的によく見る必要がある。
- (2) 来館（園）者から声をかけてもらえるような立ち位置をとったり、質問をなげかけてもらえるような、気さくな「職員」としての役割を担えるような態度をとれること。
- (3) 生き物の展示が主であるため、その動物の行動を観察し、記録し、派生物や映像、音声など二次的な資料と関わらせて、行動観察の内容を読み取れるような力。ある程度、動物に関する知識は必要だが、重要なのは、疑問を持ったときに調べ方を知っていること。基本は、担当している動物種を基礎にそれをすすめていく。
- (4) 教育基本法や社会教育法はもとより、動物園や水族館の場合は、動物愛護法をはじめ、種の保存法、外来生物法、ワシントン条約、生物多様性条約などの基本的な法律についてある程度知っておく必要がある。これら法律を遵守することとあわせて、多様な価値観を受け入れることができ、高い倫理性をもとうとすることが必要。

(1)と(2)は、できれば備えてほしい「来館（園）者」との関係を作り上げていくことのできるコミュニケーションの力である。しかし、これは、指向性がとりあえずあれば、その後の実際の業務の過程でいくらでも身につけていくものでもある。「来館（園）者」から育ててもらおうという面も否めない。

(3)は、資料の収集と保存に関わる基礎的な部分、(4)はこの知識を持ち合わせていないと仕事ができない、という意味と、その知識をどのような立場で生かしていくか、その倫理性を意味している。（なお、(4)については、(社)日本動物園水族館協会が、経験3年を経た飼育技術者の「飼育技師認定試験」を独自の基準で行っており、その中に、これら法的な知識とその背景、それらを守る倫理性についても試験内容に盛り込んでいるため、フォローはできる仕組みになっている。）

●学芸員の業務内容

【現在勤務している博物館等における業務内容や、それぞれの業務の比重割合】

- (1) 展示動物の飼育管理と情報提供の業務 35%
具体的には、獣舎清掃、餌の準備、健康観察、収容などの管理業務。担当する動物に関する情報を看板や印刷物などで知らせるための業務。
- (2) 直接の来園者に向けた普及業務 35%
幼児から小学生、中高生、それぞれの団体での利用者に対する、利用情報の事前の提供や相談に応じること。あるいは、教材の貸し出しと返却手続き、教材製作等。来園当日のプログラム実施など。展示室の管理。
- (3) 実習生の受け入れに関わる業務 5%（チームで取り組んでいるため、割合としてはこのくらい。）
飼育実習生、獣医実習生、中高生の「職場訪問」「職場体験」、学芸員実習生、社会教育主事実習生、保護観察青少年の「受け入れ」など。
- (4) マネージメント業務 25%
飼育アルバイトの雇用に関する業務全般。予算と決算。

広報関係の業務(原稿、マスコミ取材への対応、等)。

来園者調査、集客をめざしたイベント企画立案等。

【現在の業務との関連において、学芸員養成課程で学んだことの効果や影響】

自然史系の養成課程が多くはなかった中で、いろいろ、標本作りやラベル書き、整理方法などを学べたことはとても役立っている。つまり、あるルールに則って「整理」することが大事だということを少なくとも知ることができた。

最も効果や影響を受けたのは、たった2週間であったが、自然史系の博物館ということで、動物園がその実習場所となったことである。それまで自然史系博物館というと、標本がたくさんあって、展示作りをし、その解説をする、というイメージだったが、動物園では、来園者と動物との一期一会をどう演出するか、ということに力を注ぐ学芸員に出会うことができ、その影響はたいへんに大きいものだった。そのことで、来園者自身を知ることなしに、動物園の学習プログラムは成り立たないことを自覚し、子どもの心理発達を学ぶために大学院に行ったわけである。

この、来園者をよく知る、ということは、直接、養成課程の中では学び得なかったことであったが、少なくとも、実習の過程でその必要性に気づいたという点は指摘できる。つまり、来園者と関わる実習を経たことにより、その必要を感じたからである。

●博物館制度や学芸員養成に対する意見

【博物館制度に対する意見】

「教育の機会均等」という面から考えると、基本的には、多くの社会教育機能を備えた場が増えていくことは望ましいし、それが人々の自主的な教育活動を行政として支援していくものである限り、様々な組織や場が博物館という名称を使っていくこともよいのかもしれない。

しかし、戦後の歴史的な経緯をみると、公教育を担う場として博物館が「社会教育法」のもとにあるわけで、公教育(すべての人に開かれた教育の場)としての何らかの基準を設けていくことは法治国家として必要であろう。

以上のことを踏まえた上で、登録制度と認定制度を考えてみたい。

博物館が、公教育の場として社会に機能していく特徴のひとつは、「資料」をめぐる活動(発見し、保存し、活用し)ということになるであろう。その資料の価値付けや、役立て方において、直接・間接にかかわらず、「利用者」と博物館側とは、対等の関係であるべきだと考える。しかも、資料には、様々な現象やデジタル化された二次的なもの、あるいは、記憶、などのように「もの」としての実態はないが、語り続けられるであろう情報や情感まで含まれる。それらを、ともに価値付けの活動をすすめていくための担い手が、現在の博物館専門職と位置づけられる「学芸員」なのだと考えられる。

とするならば、博物館の要件は、「資料」と「活動」、それらを確実に支える「人」ということになるだろう。問題は、これらの要件を「備えている」と誰が決めるのか、ということになると思われる。登録制度は、自主的なものであり、手を挙げて「博物館になります」ということだが、認定制度は、確実にその要件を備えた上で、利用者がその質を享受できるという安心につながるものであり、それを確実に評価できる機関が、登録手続きをする行政窓口とは別に設置される必要がある。個人的には、法的手続きによって確実に登録された上で、何らかの認定基準にもとづく制度を上乗せすることがよいように思われる。いわば、登録手続きを経た認定制度といういわば二階建てである。

このことにより、たとえば公益法人が設置者であれば、税法上の利点をもちつつ(登録)、質の確保は、別のより厳しい基準をかぶせていくことにより、自主的な改善へのモチベーションを保ち続けることができるのではないかと思う。また、この二階建てにより、様々な設置主体に対して、「登録」には門戸を開くけれども、努力を続けていかなければ認定が取り消される可能性を示すことにより、ひとつには、質の確保が担保できるということと同時に、登録された博物館のうちどれだけのものが質の確保に努力しているかという「数字」が算出できるというメリットがある。つまり、認定制度は、フィルタリングだけでなく、モニタリングの役割もあるといえる。

【学芸員養成に対する意見】

上記のように、利用者とともに資料を見出し、その価値を高め、共有していくという役割を学芸員がもつとすれば、その養成については、以下のように考える。まず、身につけてほしい素養としては、

- (1) 人々の幸せについて、常に考えていこうとし、その中で博物館という場の持つべき社会的な意義と可能性について考えることができること。
 - (2) 資料の価値について多様な視点から探求できるような想像力およびその多様さを受け入れることができること。
- (1)は生涯学習の根本的な概念、(2)は資料に関わる科学と新たな価値の創出活動ということになる。

これを具体的に、大学における授業実践の中で実現するには、現行の科目に対する改正案に基本的に反対ではないが、そもそも「学芸員養成」は現場で行われるべきもの、と考える。なぜなら、大学での授業とわずかばかりの実習では、社会教育機能のさらなる発揮のために力を注ぐにはまったく足りない上、利用者とともに歩むという観点からすれば、その利用者に関わる体験こそが「養成の糧」になるからだと思う。むしろ、「実習」の内容として、できれば2年ぐらいいわたり、たとえば地域の博物館のインターンとしてある程度責任を持って関わり続けるようなことを盛り込むことはできないだろうか。実習を受け入れる側としては、10日程度の実習のみでは(45時間が最低基準)、実習内容を整備することが非常に困難で、結局、日頃の労働体験をただいっしょに行っていくということにならざるを得ない。

現場としては、それが「学芸員養成」であるということに自覚するためにも、実習生と長期間の関わりをもって、責任をもってもらいながら利用者に関わる体験を多く用意したい。たとえば、医者や弁護士、看護師など、関わる人々に育てられて1年以上をかけて一人前になっていくように、社会のシステムとして、博物館も現場で養成していくというスタンスをとるべきではないかと思う。

以上に指摘した問題点は、「学芸員」という職種に就いてから様々な実務経験と利用者に関わる経験を経て、必要な技能や素養が養成され、モチベーションが高く維持されるという実際と、大学内の講義中心で行われる養成(?)とを結びつけようとするから出てくることでもあろう。もし、大学では、基礎教養としての博物館とはどういうところで、それを支える社会的仕組みはどんなもので、という「博物館理解者を増やす」という教養的な部分を担ってもらい、その一部の学生が、本当に学芸員をめざすために実務実習や施設実習を行うのであれば、この問題はやや緩和されることとなろう。

なお、改訂後の科目に「博物館教育」が入っているが、学習論の基礎をしっかりと学び、主体性を持って利用者自らが成長していくことをどのように支援するか、という現在のmuseum educationの潮流や、非言語的なコミュニケーションも含め、ひろくコミュニケーション論をその科目の中に入れることを考えてほしい(これは、博物館教育の分野で博士号(学術)をいただいた立場から意見させていただいた)。

また、現行の科目に対する改正案の中で、大学院での養成ということが含まれているが、それはミュージアムスタディズ(MS)という分野を大学院で極める、という意味において賛成であり、この大学院は、できれば、通信あるいは夜間の開講も含めて、現場の学芸員の再教育の場として機能してほしいと思う。MSは、博物館という現場を離れて存在しないので、その道を開いてほしいと切に思う。

また、学生には、一般教養的な観点からの、文化諸施設利用リテラシーの力を身につけてほしいと思うので、学芸員養成とは別に、広く、「利用者としての視点をもつ」ための講義や見学実習をもちこんだ科目編成を大学はもちろん、中学・高校の総合学習にぜひ期待したい。このことにより、主体的に地域の文化的価値やそのリソースを認識できる基本的なスタンスを身につけられるように思われる。それはまた、博物館利用者層の拡がりにつながるだろう。

以上をまとめると、

- ①大学では、基礎教養として博物館リテラシーを中心とした科目を開講し、博物館理解者や利用法に長けた人々を増やしていく。
- ②大学の学芸員資格取得を目的とした科目開講では、上記を履修している者の中から、何らかの過程を経てインターンシップ制度などを活用して長期に博物館と関われるような条件を整え、そのもって本格的に資格取得に取り組ませる。あるいは、地域に開かれた大学博物館を利用して、この長期の過程を体験してもらおう。
- ③博物館等の施設における博物館実習においては、受け入れ側は、これらインターンシップ制度などに

より、長期に関わってもらえるような実習環境を整える。

- ④基本的に学芸員が「養成」されるのは、現場すなわち博物館であるという認識をもつ。
- ⑤ミュージアムスタディズ(MS)は、あくまで研究としての博物館学であり、それを大学院で開講し、それを履修した者に「上級学芸員」という名称を与えるのは、学芸員としての実務経験をもたずに学芸員になる可能性をはらんでいるので、基本的に反対である。MSが独自の研究領域をもつことは確かにあるけれども、それと学芸員資格とはリンクさせないほうがよい。むしろ、MSは、既に博物館で学芸員として働いている人々の再教育の内容として位置づけるべきである。

③布谷知夫委員（滋賀県立琵琶湖博物館 上席総括学芸員）

●新規採用学芸員に求めるスキル等

【新任の学芸員に必要と思われる資質や能力】

何よりも優先したいことは、博物館が好きであること。理想を言えば、利用者として博物館を活用した経験があれば、さらに良い。最近では、とりあえず就職先の一つとして博物館の学芸員を選ぶ人もいるようであるが、学芸員という仕事内容が、一般的には非常に多岐にわたり幅が広く、公私の区別がつかないような部分をも含むことがあるため、最初から学芸員であることに誇りを持てるような人でありたい。

一般的にはファシリテーターとしてのコミュニケーション能力の高いことが必要なスキルとしてあげられるが、そのような能力は、もちろんあれば申し分ないが、学芸員の仕事の中で、必ず必要なものとは思わない。普通にコミュニケーションが取れるなら、学芸員としては十分と思う。

大学での授業などでは、博物館学に関する基本的なことについては、単なる知識でいいので、知っておいてほしい。博物館学の教科書に書いてあるようなことについては、授業で聞いたことがあって、覚えていなくてもいいので、気になるときにはそういう本を見て確認ができる程度の知識を持っていてほしい。学芸員になって以後にそういう基礎的な勉強をする機会はあまりない。逆に専門分野の知識などについては、小さな博物館ではそういう初歩からの勉強をすることが難しい場合もあるので、十分知っているに越したことはないが、専門分野については必要に迫られて、現場で学ぶことができることも多い。

●学芸員の業務内容

【現在勤務している博物館等における業務内容や、それぞれの業務の比重割合】

琵琶湖博物館の場合は、学芸員全員が本務は研究、事業を兼務としており、全学芸員が同じ立場で、博物館の研究と事業を行っている。この業務の比率を50%ずつにすることを理想としている。現実には学芸員によってその比率はやはり異なるが、博物館全体としては50%ずつに近い状態になっている。

研究分野についての変更はほとんど考えられないので、個人の専門研究のテーマを伸ばしながら、全体的な共同研究や総合研究に参加して、個人の研究の幅を広げていくようにしている。

事業については、学芸員は、企画調整課、展示グループ、資料活用グループ、交流グループの四つに分かれ、分担して仕事をしている。ただし、実際の学芸員としての業務を分担することは当然ながらできず、学芸員は同時に自分の専門分野を活かして、展示や交流事業、資料整理などにあたっている。グループとしての仕事はそれらの業務の窓口であり、整理役というような立場となる。そのため、事業の業務グループについては、学芸員は全体を知っておくことと、同時にそれらの事業の専門家になってしまわないように、2～3年で異動を行う。

なお、学芸員の中の管理職は、学芸員としての研究と事業の業務は行うが、事業グループには所属しない場合がある。

【現在の業務との関連において、学芸員養成課程で学んだことの効果や影響】

私自身は大学で学芸員養成課程を受講しておらず、学芸員資格は国の資格試験を受験して、もらっている。琵琶湖博物館の場合、就職時に学芸員資格を持っていたのは、1割程度で、就職後にほぼ全員が、試験、無試験認定、通信講座などで資格を取っている。そのため、養成講座で学んだことの成果や影響に

については、厳密には答えられない。

私が前職の博物館に就職した時には、経験のある学芸員が11人おり、日常の学芸員としての仕事や、私が専門分野の知識すらなかったため、学問的な専門分野のことについても指導を受けた。しかし現場での仕事の仕方を学んだが、博物館そのものについては、先輩学芸員との日常の会話などに出てくるぐらいで、特別に学ぶ場はなく、自分で文献を探し勉強をするしかなかった。私の場合には、まだほとんど博物館学の本がなかったため、一般的な教科書や「博物館研究」のバックナンバーを読むことなどでその勉強に充てていた。

今は博物館学をひとつの大学の集中講義で担当しているが、その大学では、私以外は博物館学を専門にしている教員はおらず、年間を通して博物館学の授業では、種とは何か、分類学の考え方や、絶対年代の決め方、里山と棚田などを博物館学として授業で教えており、歯がゆい思いをしている。

●博物館制度や学芸員養成に対する意見

【博物館制度に対する意見】

残念ながら現在は博物館に対する社会的なステイタスは高くはない。しかし現場での利用者との関係から見ると、どこの博物館にも熱心な利用者はおり、そういう人がうまく博物館を利用し、どんどん専門的な知識を身につけ、あるいは他の利用者の世話を買って出て、成長していくのを身近で経験している。そういう利用をする人がもっと多くなり、その結果、博物館というものがもっと世の中で認められていくようにしたいと思う。日本の博物館とその利用者には、既にそういう素地はあると思うので、博物館が日本の文化を支えていくような社会の仕組みとともに、世の中での基本的な認識として、博物館というものが認められるための制度を作っていく必要があるだろう。そのためには、博物館に基本的に必要な資料と情報発信の蓄積がなければならず、それを保証するための人材の確保と予算が不可欠であろう。現在のような少ない学芸員の数と予算では、利用者の幅を広げることに限界がある。

博物館の登録制度は、博物館が世の中でもっと認められ、そのことによって、利用者が増えるようになることを目指して制度化が行われるようにしたい。欧米の登録制度のようなものが日本の社会にそのまま通用するとは思わないが、最低限度の基準は持ち、その基準についての内部評価と外部評価をする制度を持たないと、やはり博物館は日常の中にうずもれてしまう。

【学芸員養成に対する意見】

まず学芸員養成の前提として、学芸員になることに期待を持てるような博物館の制度や評価がされるようにすることが必要だろう。社会的な博物館の評価を上げるためには、博物館の内部の努力も必要であるが、やはり社会的な制度やシステム自体がどうなっているのか、ということが前提である。そういう中で博物館の学芸員になろうという人を受け入れ、現場に入る前に博物館の仕事について十分に教育をしたい。

大学では、現場では学ぶことがなかなかできないような博物館学の基本的な部分を教えておいてほしい。博物館の歴史や概念などについては、現場では改めて勉強しようということにはなかなかならないし、博物館学の基礎的な知識を持っていることが、博物館の現場で仕事をする際にプラスになることも多い。自分の仕事が世の中の動きの中で、どう位置づけられるのか、何を目指すのか、という基本を押さえて仕事することで、効果を上げることができる。専門分野の知識については、可能な限りは大学で学ぶ機会があればいいとは思いますが、博物館の現場で養成される内容は様々であるので、そのことを非常に重くは考えなくてもいいような気がする。

また日本の特色のある代表的な博物館のいくつかは、訪れておいてほしいと思う。直接に学芸員から、その館についての意見などを聞き、学生間で議論もする機会があれば、様々な博物館の考え方、理念の相違などもわかって効果的である。そのような機会は、就職後はなかなか持てない。

博物館学を学ぶ学生のほんの一部の人しか学芸員にはなれないという現実の中では、学芸員養成講座が、博物館のファンを作る場になるということはやむを得ないことだと思う。しかしそのことの積極的な要素もある。本当に目指している人には気の毒であり、採用が公開で行われるようにすることは必要であるが、毎年1万人ほどの学芸員資格を持った学生の中でどうしても博物館に、という人はそれほど多くはない。それ以外の人々が、博物館のことをよく知った上で、将来のいい利用者になるということは大きな効果があると思う。

現在はどこにも博物館の利用の方法を教える場というものはない。いい利用者に恵まれて、博物館は成長していくと思う。長い目で見た場合には、博物館のことをよく知っているいい利用者を大学の学芸員養成講座で養成していくということもありえると思う。

(4) 自治体職員による提言

①前澤和之委員（館林市役所 市史編さんセンター 専門委員・専門指導員）

●学芸員養成課程に対する評価や要望

【現在の業務との関連において、学芸員養成課程で学んだことの効果や影響】

- (1) 私自身は大学で課程を履修しておらず、博物館開設業務に関わってから文部省の資格認定試験で資格取得したため博物館実習を経験していない。実務に就いてから他のことでは支障を感じないが、実習についてだけは残念に思うことが多い。実習は、博物館の現場の雰囲気や体験し、学芸員の業務を実感し、専門職としての自覚を育むと同時に、適性であるかを判断する格好の機会である。
- (2) 前の勤務先である横浜市歴史博物館の学芸員実習で、半年間かけて土・日曜日を中心に間欠的に実施する分散型を試行した。社会人が受講しやすくすることが目的であったが、受講生は実習日以外にも来館して企画展を観覧したり業務を手伝ったりすることがあり、博物館活動の多様な側面を見聞することができた。そのため博物館との「関わり感」が強まり、従来の集中型には見られなかった効果を上げることができた。この方式は、実施方法ではさらに工夫が必要であるが、より広められて良いものと考えられる。
- (3) 学芸員の中心業務である、資料整理・調査研究・展示・普及活動・広報で経験した方法論（正確に、わかり易く伝える）や知識は、教職・文化財調査・地域行事・執筆などにおける思考回路と表現方法の基本となっている。学芸員養成課程および学芸員勤務の経験は、人の生き方に多様性と柔軟性を持たせ、コミュニケーション能力を高めるものと考えられる。

【学芸員養成課程に対する要望】

- (1) 大学で博物館関係の授業を担当しているが、大学は博物館現場とほとんど継続した接点を持っていないことを感じている。
- (2) 博物館学芸員から大学教員への転出が「出世」であり、切望され、羨ましがられるのが現状である。これではいつになっても博物館の専門能力は二流との評価にとどまり、実態としてもそれに甘んじてしまうことになる。課程においては、博物館の社会的機能と特性を明確に伝え、それを実践する機会を設けて、学芸員の業務に全力を傾注するような認識を持たせるようにしたい。
- (3) そのためには博物館が開催する講座や実習などへの参加を、単位に認定する動きをもっと広げることが必要である。また、大学教員が日常的に博物館現場と交流する仕組み（人事交流・内地留学・特別研究員など）をことも有効と考える。
- (4) 大学が博物館との接点をより深めるために、各大学の部内で博物館資格課程担当教員・卒業生の現職学芸員・資格取得者で文化行政などに従事している卒業生・課程履修生などを一堂に集めて、資格・課程・博物館に関わる現状と問題点を話し合う機会を設けるのがよい。
- (5) 資格取得者の圧倒的多数が別な職種に就いているが、その存在をもっと重視して有効にする方法を考える必要がある。そのためには、課程の中に「良き博物館利用者」になるための単元や授業・実習が設けられてよい。

●博物館や学芸員に対する意識

【わが国の博物館に対する意見】

- (1) 「博物館」の制度的定義（登録制度）と社会的存在実態（館種の多様さ・施策対象範囲の曖昧さ）が大きく乖離している。このため文部科学省などの博物館施策は大規模館・著名館に偏り、地方の小規模館から見て実質的な施策はないに等しい。登録制度にとらわれない、実情を見据えた、博物館の底上げを図るための施策が必要とされている。

- (2) 「博物館」に関わる専門的能力を持った人材(学芸員・技能職員・管理職員、行政担当者、助言者など)の数が極めて乏しい。このことが登録制度を形骸化(適正な登録審査担当者の不足など)させ、社会的認知度(社会の構成要素としての評価)を高めることができない根本原因と考える。また、社会的課題や政策への対処の鈍さ、抵抗力のなさをもたらし、博物館の「時代感覚のなさ」を印象付けるものとなっている。
- (3) 上記の状況によって助長された指定管理者制度の導入は、博物館の基本的機能と社会的役割を破綻に導く道を開いた。無原則的な競争原理や3～5年で輪切りするよう経営方式の導入は、これまでに蓄積されてきた資料・情報・人材などの諸資源を食い潰すものに他ならない。文部科学省や関係機関は、早急に是正への指針と方策を示すべきである。
- (4) 近年、経営効率の面から「博物館マネジメント」の重要性を主張する声が高いが、整理された資料・適切な設備・専門能力を備えた職員、適正な予算を欠くマネジメントは意味をなさない。マネジメントの本来の目的は、これらの諸要素を準備し、それらを適正に組み合わせて動かし、如何に高い利用者サービスを実現するかにある。また、博物館マネジメントには、設置者のガバナンスと正対する側面も不可欠である。こうした、現場の力を強める視点を欠いたマネジメント論は百害あって一利なしである。
- (5) 以上のような博物館の現状を打開するには近道はなく、長い時間をかけて地道な改善を重ねていく以外に方法はない。その基盤となるのは、博物館に関わる様々な専門知識(行政制度・法制度なども含む)と技能(児童指導なども含む)を持った人材の継続的な育成である。また、学芸職員一人だけのような小規模館の活動への支援体制を作ることである。そのためには、常置の公的専門機関(例えば、埋蔵文化財での奈良文化財研究所埋蔵文化財センター)を設ける(既存機関の組織拡充を含む)ことが緊要である。

【わが国の学芸員に対する意見】

- (1) 博物館関係者以外で、「学芸員」という職種の存在を知っている人はどれだけいるのか。さらに、その業務内容を承知している人の割合はどの程度なのか。愕然とする程に少ない実状を体験している。学芸員は教員・医師など免許を必要とする専門職と較べると、ほとんど未知の存在であり社会的認知度は低劣である。そして、知っている人でも「自分の専門の仕事しかやらない」「偉そうにして他人の言うことを聞かない」「博物館には学芸員資格を持っている者はいらない」といった反感を抱いている場合が少なくない。
- (2) 博物館は、多彩な博物館資料の利用・日常的な他分野専門職員との協業・展示など多様な成果を表現する手法・利用者や地域との交流など、他では得られない独自の調査研究のための環境を備えている(例えば国立歴史民俗博物館が提示した「博物館型研究統合」)。「学芸員」への認識を高めるためには、学芸員それぞれがこのことを自覚して、利点を積極的に活用し、その成果を公開し、住民福祉のために活用するのを本務とする意識を持たなくてはならない。博物館は地域の「正倉院」であり、住民にとっての「知恵袋」であることを肝に銘じ、それを託された専門職としての自覚と誇りをもって、日々の仕事に臨むべきである。
- (3) こうした博物館の専門的活動を実現するには、館外に理解者・支援者のいることが不可欠である。それに最も相応しいのは、住民となっている学芸員資格取得者である。長期的視点に立った場合、資格取得者が増えることが博物館の基礎体力を育て存在意義を高めることになる。特に、指定管理者制度が実施される中では、地域に住む資格取得者が休眠施設の再生などに乗り出す機会も増えてこよう。各地域ではこの実態を調べて人材を生かす方策に取り組む(人材バンク・再研修の機会準備など)こと、文部科学省はこれを支援する施策を講ずることが重要となる。

(5) 会社員による提言

①田中三蔵委員（朝日新聞社文化グループ 専門シニアスタッフ）

●学芸員養成課程に対する評価や要望

【現在の業務との関連において、学芸員養成課程で学んだことの効果や影響】

結論から言えば、美術を専門的に担当している新聞記者という現在の職業に、学芸員資格を取得する課程で学んだことは役立っている。

特に役立ったものは、博物館学の講義と、実習である。講義は、博物館法についての説明・解説と、保存と公開のどちらを優先するかといった議論の紹介だったと記憶する。35年以上前のことなので、詳細は覚えていないが、決して面白い授業ではなかった。だが、全く無知の者に、そうした法律の存在を知らしめただけでも大きな「効果」が認められる。

実習は意外に面白かった。在学していた東京藝術大学には、現在の大学美術館の前身の資料館があり、実習履修者（10人程度だったか）は、夏休み（だったと思う）にまず、同館に集められた。簡単な説明を受けたあと、掛け軸の掛け方、戻し方、巻き方、風呂敷の包み方などを教えてもらい、実際にその真似をした。また、拓本の取り方なども試行させられた。その前後に、1日ごとに学外の美術館を訪れて学芸課長級の方々のお話を伺った。東京国立近代美術館、サントリー美術館、五島美術館といった館だが、その時に神奈川県立近代美術館に行ったかどうか、はっきり思い出せない。

ともあれ、その方々の話が实际的で、面白かった。業務の細かい説明はもちろんのこと、それ以上に「精神論」というか「学芸員魂」の吐露が興味深かった。国公立、私立の館の性格の違いが分かり、それぞれの学芸員の姿勢や心構えも違うことが伝わってきた。しかし、皆、作品や作者を愛してやまない気持ちが原点にあることは共通していた。

で、「現在の業務」は前述した通り、新聞記者である。大学では日本彫刻史を専攻し、卒業と同時に新聞社に入ったものの、長い間、美術以外の諸ジャンルを担当させられ、やっと専門性を保証された美術担当記者になれたのは、入社17年目だった。それから約18年、ずっと美術に関わってきたが、ことあるごとに思い出したのは、「博物館学実習」の際に実感した、学芸員諸氏の真摯さ、美術に対する愛情の深さだった。彼らへの共感が、記事のテーマ選択や内容にどれだけ「影響」を与えたか、計り知れないものがある。

【学芸員養成課程に対する要望】

現今の課程の実態について、私は詳しくない。大学により、専攻により、多様なカリキュラムが用意されているのだろうと想像している。

ただし、毎年多くの資格取得者が生まれながら、実際にその職に就くためには何十倍か数百倍の試験をくぐり抜けなければならないと聞いているから、本当に「養成課程」が機能しているかどうか疑わしい。ごく一部の明確な目的意識を持った学生以外の多くは、取りあえず、学生時代に取れる資格を、というくらいの気持ちで履修しているのではなかろうか。制度全体を再考する時期を迎えていることは確かだろう。

考えられるのは、二つの道を作ることだ。一つは、本当に職業としての学芸員を目指すコース。より、専門科目を多くし、段階を設けて徐々に絞って行く。各館や各施設が学生を預かる「実習」は人数を厳選し、より实际的な仕事を課す。期間もおおざなりでなく、長期にわたることとし、その人の適性を見る。

というのは、美術館の現場で、実習生を受け入れるための苦労や負担増に対する批判をよく聞くからである。ただでさえ、雑務の多い日本の学芸員に、これ以上負荷をかけるのは避けたい。

次にもう一つのコースは、学芸員養成というよりは、「教養としての博物館学」であり、各現場に身柄を預ける「実習」は課さない。むしろ、卒業後、社会人か家庭人になるかしたときに、よりよい「鑑賞者」になるための、あるいは美術館・博物館の「よきサポーター」になるための予備軍を育てるコースである。ただし、そうした学生が、本格的な学芸員を志望するように変化して行く可能性がないとは言えず、その場合には別の試験を課して、第一のコースに編入する受け入れ体勢は開いておかねばなるまい。実習はその後のことにする。

以上、結論は、名称はどうあれ、養成課程の二極化である。その方が实际的であり、互いに無駄が少ないだろうし、違いを明確にしておけば、学生が幻想を持って履修することもなくなるだろう。

●博物館や学芸員に対する意識**【わが国の博物館に対する意見】**

この国の近代が遅れて始まり、急遽、先進欧米諸国の諸制度を導入したことは論を待たない。博物館・美術館という装置や制度も、もちろん同様に、現在浮上している問題の多くもそこに起因すると思われる。

ただし、負の遺産も含め100年の歴史を積み重ねてしまった以上、ゼロからの再出発はまず無理なので、現実的には既存インフラを生かしながら、未来を探るしか手があるまい。

最大の問題は、こうした施設・装置がまだ一般の人々に根付いていないことにあるだろう。フランスのように、革命を経て、それまでの王侯・貴族や宗教界の権威の専有物を、民衆が勝ち取った歴史がないので、様々な文化遺産を自分たちのものであるとして守り、またそれを見て享受しあうという意識が希薄である。そのため、十分な議論もなされないまま、国立の博物館・美術館の独立行政法人化がずるずると強行され、その際、一般市民の中から何一つ大きな声が起こらなかった。

文化に対する国の関与をどう考えるか。これはこれで大きな問題だが、諸外国のように「寄付・寄贈」という文化が定着していない状況のなかで、最初から「独法化」ありきで、矛盾をそのつど繕いながら100年の計に関わるような変更をしたのは、拙速というほかない。

これは、端的に見えた形のこの国の「博物館・美術館」像なのであって、公立もほぼ「右へならえ」の性格である。だからこそ多くの館で「指定管理者制度」導入がなされ、現場では不必要な混乱が起きている。私立館も、多くの館が消えて行ったのは記憶に新しい。

そうした状況の中で、博物館・美術館がなし得ることは、自ら存続しながら不断の教育を続けることである。文化遺産を根付かせること、則ち、それを守り、未来に受け渡していくことの大切さを自ら示すことである。そのためには、より開かれた存在になるよう変容し続けることが期待される。最終的には経済的裏付けなしでは成り立たないことではあるが、博物館・美術館に関わる人々すべてが自らの姿勢を反省する必要がある。

【わが国の学芸員に対する意見】

学芸員諸氏の多くが真摯に仕事にあたり、その前提として作品（小生の主な取材対象は美術品）や展示物に対する愛情があることは前述した。

しかし、一種のエリート臭を感じさせる人がいるのも事実である。かつては、それほど人気のある職種ではなかったが、80年代後半ごろからだっただろうか、各地の美術館建設・開設が続いたころから、人気上昇し、高倍率の難関をくぐり抜けないとつけない職種になったようだから、致し方ないのであろうか。また、英語の「キュレーター」は本当の意味は「学芸員」とは異なるものの、ほかに訳しようがないため、新聞などでは便宜上、学芸員と訳すことがある。これも、欧米諸国の恵まれた労働環境にあるキュレーターのイメージとの混同や幻想を生み、混乱を助長している。さらに、学芸員の一部には、より恵まれていると思われる近隣の職種（例えば大学教員）への、「腰掛け」と考えている人もいるようだ。

そうした上昇志向をあなたがち否定はしないが、「学芸員」である以上はやはり、企画設定から展示物の内容選定まで、あくまで、一般の愛好家・鑑賞者・享受者を主ターゲットとして、少しでも質の高い内容になるよう努力することが肝要だ。ことに、国公立館では、納税者を常に念頭に置かねばならないことは言うまでもない。

国や自治体、または財団法人などの設立団体には、「雑芸員」と呼ばれる現学芸員の労働条件を少しでも向上させるべく努力するよう望むが、他方、学芸員には（精神論めくが）基本的な心構えの確立を促したい。

また、現今の学芸員採用試験の配点は、筆記試験にウエートが置かれているようだが、ある館長が「それで、良い学芸員が採れるかどうか疑問だ」と話していたのを聞いたことがある。試験に対してそつなく答えられる能力、つまり語学や、広く深い知識はあるにこしたことはないが、それ以上に大事なものは、肝心の美術に対する愛情、人間の営みに対する尊敬ではないか。その土台の上に、収集・保存、研究、公開（展覧会）の活動が、うまくかみ合って、よい学芸員となる。それへ向けて、骨身惜しまず体を動かし、工夫する存在であるよう願う。